九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

十八世紀中葉における幕府儒官の王権認識

吉田, 昌彦
九州大学大学院比較社会文化研究院社会情報部門歴史資料情報講座

https://doi.org/10.15017/1456063

出版情報：比較社会文化. 20, pp.93-106, 2014-03-25. 九州大学大学院比較社会文化学府
バージョン：
権利関係：

『比較社会文化』第20号（2014）93～106
Bulletin of the Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University
vol.20（2014），pp. 93～106

論 文

十八世紀中葉における幕府儒官の王権認識

The Recognition concerning royal prerogative of Confucianism scholars of shogunate in furnace in the 18th century

2014年1月7日受付，2014年1月17日受理

吉　田　昌　彦
Masahiko YOSHIDA

要　旨

I consider the problem how the Tokugawa shogunate thought about the sovereignty in the middle of the 18th century by analyzing the admiration sentences and poetries which the Confucianism persons of the Tokugawa shogunate wrote to celebrate the appointment of general Tokugawa family.

As a result of the analysis, the shogunate Confucianism scholars had the following different opinions.

1, The emperor is considered to be only "King".

2, "King" is admitted to the present master in general Tokugawa family a little though the emperor is assumed to be "King".

3, "King" of "Son of Heaven（天子）" corresponding is admitted to present master in general Tokugawa family assuming emperor to be "King"

4, The emperor is high-ranking "King" and the present master in general Tokugawa family is "King" of the subordinate position.

5, The emperor is not true "King" because the position as emperor's "King" continued by the consideration of the present master in general Tokugawa family,and the present master in general Tokugawa family is true the true "King".

These suggest the following fact that both the Royal prerogative system which assumes emperor to be "King" and the Royal prerogative system which assumes present master in general Tokugawa family to be "King" exist with the Bakuhannsei-Kokka（幕藩制国家）.

キーワード：天皇、公儀権力者、王権システム、官位叙任、天、幕府儒官

一、はじめに

日本の近世国家が封建国家である以上、統一的な封建的土地所有編成を行い改易転封権を行使している公儀権力者が「封建王」であることは論を俟たない。

このとき、天皇も、禁領を公儀権力者から宛て行われ禁領の加増について幕府に要請していることから「封建王」の下にあったことは疑いのないところである。

しかし、「封建王」である公儀権力者も、官位という国家的身分編成の分野では天皇が征夷大将軍・右近衛大将・右大臣などの官位を叙任していることも事実であり、このときは、律令制国家の古代王権に淵源を発している天皇のもとに公儀権力者があったことも事実である。

このように日本の近世国家においては、封建的土地所有編成に代表される権力的分野と官位叙任に見られる権威的分野において上下関係が転倒している現象、換言すれば国家的頂点が入れ替わる事象を見出すことができるのである。

このため、単一の王権システムで以て幕藩制国家を説明するよりは、二つの王権システムが並存していることを前提にして説明した方が整合的であると考えられる。[1)]

二つの王権システムとは、その一つは、公儀権力者を

「王」とする王権システムであり戦国時代以降の封建領主間の抗争の結果として成立したものであり、もう一つは天皇を「王」とする王権システムであり古代律令制国家に「淵源」を発し中世権門体制を経て幕藩制国家の身分編成や宗教分野といった上部構造において残存したものである。

前者の王権システムの存在に関しては、日本の近世国家の本質をふまえれば自明のことであり、その存在について何ら疑問を差し挟む余地はないものと考えられるが、後者の王権システムの存在に関しては、敗戦前の皇国史観に代表される「主観」的な歴史観に立つことがなければ直ちに首肯できるものではないものと思われる。勿論、幕末外交において来日した外交使節が日本における二人の王（「ミカド」と「大君」）の並存を指摘し、それをもとに二人の「王」の存在を主張する立場も存在している。しかし、幕末において天皇を「王」とする状況は、徳富蘇峰が『近世日本国民史』で初めて指摘した松平定信による尊王の風潮以降に形成されたものとの理解も存在している。[2)]

ただ、この問題を考えるときに注意しなければならないのは幕藩制国家における王権システムの根幹が確立期以来、基本的に変更されていない点である。すなわち、公儀権力者は、最強最大の軍事力を根幹として近世を通じ統一的な封建的土地所有の編成権者であり続けたし、天皇は、伝統的権威にもとづく至高性を有し中世権門体制に引き続き将軍宣下など官位叙任を行うことができる唯一の権限者であり続けたのである。このことは、二人の「王」の並存が尊王思想の隆盛とその体制化という問題ではなく幕藩制国家に本来的に内在している国家システムに起因していると考えた方が合理的であることを示唆している。

そこで筆者は、天皇を「王」とする王権システムの存在を確認するために将軍宣下儀礼や徳川将軍家の世嗣元服儀礼を分析することにより天皇と徳川将軍家の構成員との間に天皇を君主とする君臣関係が存在し、それを前提として国家儀礼が構成されていることを確認した。[3)]

また、徳川将軍家の構成員に対する官位叙任の際に朝廷側で作成され幕府側にも伝達される中務卿宣などや宣命などを検討し、朝廷側が律令制の官位叙任手続きに従って官位を叙任していること、その手続きにおいて叙任対象者の「考課」が行われその徳・業績・家例が検証され明記されていること、などを明らかにした。その際に分析した結果としては次の点が挙げられる。[4)]

ⓐ　徳川将軍家の当主に関する中務卿宣などや宣命の内容が「王」としての徳や治績に相応しいものと見なすことができるぐらい肥大化していること。

ⓑ　家光以降のそれには家例の論理も組み込まれ徳川将軍家の「権門」化が看取されること。

ⓒ　任命される官職の職掌の範囲を超えて徳川将軍家当主への賛嘆が行われている一方、御三卿に対しては任じられた官職に沿った賛嘆が行われていること。

このうち、ⓐとⓒは、徳川将軍家の当主が天皇を「君主」とする王権システムの在り方から逸脱していることを示している。なぜならば、同システムに即しているのであるならば徳川将軍家の当主に対しても、御三卿同様、「朝臣」として任じられている職掌の範囲で基本的に賛嘆が行われるはずであるからである。それにもかかわらず、徳川将軍家の当主に対して「王」にも相応しい賛嘆が行われていることは、幕藩制国家の王権システムが二つ存在し並存していることが、天皇を「王」とする王権システムにもたらした歪みともいうべきものである。つまり、もう一つの王権システムでは徳川将軍家の当主＝公儀権力者は「王」であり、この王権システムが軍事力を根幹として構築された強大なものであるため、天皇を「王」とする王権システムに投影しその本来の姿から逸脱させたのである。

但し、注意しなければならないのは、このこと自体が、天皇の「王」としての地位自体を必ずしも毀損していない点である。このことを、故徳川吉宗に対して正一位太政大臣を贈位贈官した際の宣命を使って説明してみよう。

『徳川家代々宣命』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵）によれば、その宣命は次のとおりである。

天皇我詔旨良万止故右大臣正二位源朝臣吉宗尓詔倍止勅命乎聞食止宣布智仁兼全久勇義倶彰留教化被四表利恩沢涵八紘須可謂千古来英雄国家模範多利聞疾疹相侵之萬方無効久遽爾志遂薨奴止仍贈崇号利殊感洪徳多方布故是以大政大臣正一位尓上セ給ヒ治給布上皇我勅命乎聞食

（以下略）

この宣命において、徳川吉宗は、「智仁兼全久勇義倶彰」という極めて秀でた人格を持ち「四表」（天下）を教化しその恩恵を「八紘」（国の隅々、天下）に及ぼしたという功績を挙げ「千古来英雄」であり「国家模範」であるとの大変高い評価を与えられている。このような評価のうち、「智仁兼全久勇義倶彰」という極めて秀でた人格と「千古来英雄国家模範」であるという評価は「師範一人、儀形四海」という職員令の太政大臣の職務規程と概ね合致しており律令制下の天皇を「王」とする王権システムに沿ったものである。また、「四表」（天下）を教化しその恩恵を「八紘」（国の隅々、天下）に及ぼしたという功績は、「経邦論道、燮理陰陽」という職員令における太政大臣の職掌を既に遂行した結果ともいえないこともな

い。しかし、通常、「教化」や「恩沢涵」す主体は臣下ではなく「人君」であると考えられるので、この部分における吉宗は律令官制下の「朝臣」ではなく日本を統治する「王」としての要素が描かれていると見做した方が妥当であろう。

つまり、この宣命では、太政大臣に相応しい人格と功績と「王」としての治績に相応しい教化と恩恵に関して吉宗を賛嘆し贈位贈官の理由としたわけである。このことは、「王」として天皇が、吉宗の朝臣としての部分（人格と功績）の部分だけではなく吉宗の「王」としての部分（教化と恩恵）の部分をも嘉賞して吉宗に贈位贈官していることを示している。かかる贈位贈官は、天皇を「王」とする王権システムに公儀権力者を「王」とする王権システムをも包摂した論理に基づいていたと考えられるのである。

朝廷側の宣や宣命の内容をこのように考えるとき、次の課題として幕府側はかかる論理をどのようにとらえていたかという問題に逢着する。

このため、寛永十年の徳川家光の上洛参内について将軍家光の「台命」により幕府儒官林羅山が記した『寛永甲戌御入洛記』、『家光公御上洛記』を分析したが、その時に得られた結果は次のとおりである。[5)]

ⓓ 前者の王権システムの基調にもとづく部分は、天皇に直接触れる叙述や天皇と関係性が極めて濃い人物（上皇や皇太后）や事柄（朝廷など）、さらには参内や官位叙任など家光自身が明らかに天皇のもと「朝臣」として行動している場面においてであること。

ⓔ 同基調に基づくものとして「大権現　台徳院殿俱任相国今又被任則其官之相称也三代之芳声伝于後世不亦美乎」の文辞に示されるように、徳川将軍家は、天皇により叙任されることにより代々その国家的位置づけを継受する「権門」としての地位を獲得していたものと考えられること。

ⓕ 同基調に基づくものとして「天か下扶佐し給ふおほん政をうけつかせ給ひ、御代おたやかに民豊にして」と記し、徳川歴代の天下統治を「天か下扶佐し給ふおほん政」（天皇の天下統治を「扶佐」する統治）と規定し、天皇を君主、将軍をその臣下として天皇統治を輔佐する役割を負っている存在としていること。

ⓖ 後者の王権システムの基調に即した部分は、徳川家康による日本領有（「東照大権現始平其不道征其不王而領扶桑文武相総寛猛兼済諸侯畏之兆民戴之挙世皆所知也」）にはじまり、大名旗本との主従関係・土地の給付・処断・公家寺社支配・対外関係・「徳治」・「太祖」の国家的祭祀など公儀権者の統治に関する記事に及んでいること。

ⓗ 少なくとも家光段階においては、林家の見解として天皇を「天子」とする見解だけではなく公儀権力者をも「領扶桑」す「王」である見解をも持っていたこと。

ⓘ 家光のことを「征夷幕下の兵権を取給ひ、一笛のくらゐに左相の府に昇給ひて四海を掌の中に握りまします天下至尊也」と規定していること。

ⓙ 上記史料において「征夷」は征夷大将軍（外征軍の総司令官）、「幕下」は（右）近衛大将（親衛軍の司令官）、「左相の府」は左大臣のことで家光の軍事的権限や「四海を」統治する権限は天皇より「律令制下の将軍職・大臣職」に任命されたことにより得られたものと説明し「朝臣」として天皇の下位に定置しつつも最後に家光のことを「天下至尊」（世の中で最も尊い人、特に天子を意味する）と呼び、明らかにレトリックにおいて破綻を来していること。

上記の分析結果は、徳川将軍家の当主に関して「天皇により律令制的官職に任命され授権される朝臣」と「日本を領有する君主」という相異なる位置づけを幕府儒官林羅山が課していたことを表している。このような徳川将軍家の当主の両義性は、幕府儒官林羅山の著述において、天皇を「王」とする王権システムにもとづく基調の部分と公儀権力者を「王」とする王権システムに即した基調の部分とが混在していたことを示している。そして、ⓘ・ⓙの部分では天皇を「王」とする王権システムに沿った記述に公儀権力を「王」とする王権システムに従った概念が陥入し歪みを与えていたものと判断されるのである。

このような林羅山の著述の性格は、幕藩制国家における二つの王権システムの並存と確立期寛永年間段階における幕藩関係と朝幕関係を反映したしたものと考えられるが、それは同時に、幕府のイデオロギー体系を構築する幕府儒官の王権理解を示している。小論では徳川将軍家に対する官位叙任手続きを幕府がどのような王権システムの理解のもとで行ってきたかをさらに検討するために18c.の幕府儒官の賀文を分析することとしたい。

その際に使用するのは、寛保元年（1741）、将軍徳川吉宗の右大臣昇進、将軍世嗣大納言徳川家重の右大将兼任、家重長子徳川竹千代（家治）の元服、大納言叙任が行われた際に林信充以下の幕府儒臣が捧げた頌を収めた『三殿慶会集』と宝暦十年（1760）、第十代将軍徳川家治の将軍宣下儀礼における幕府儒官賀文集『宝暦庚辰慶賀章』である。これら二冊は内閣文庫に所蔵されている。

なお、小論においては語句の意味は『大漢和辞典』、『新漢語林』、『漢字源』、『日本国語大辞典』、『広辞苑』、『大辞林』によっている。

二、人見養在の賀文

まず、『三殿慶会集』所収の人見養在の賀文を見ていこう。

その賀文は次のとおりである。

伏以人君尊居万民之上而誠意能
與下通剛健篤実輝光日新人君之
徳也天道即君道也天道無私人君
亦無私尭舜禹湯有天下而不與焉
公也公者以天下為公数千載之
下聞尭舜禹湯之風者莫不感戴
如父母今茲寛保開元之辛酉有
殿下任叙之儀至若
儲貳
儲孫亦有其儀昇平之符既兆仁寿之域以躋無
任欣抃踊躍之至柂矣往古定都拎橿原以来辛酉
之元連綿於今日而有此任有此慶亦不宜乎敬
思三公者棟梁干諸官為師傅保職
三大君統領宿衛禁軍参議庶事豈不栄達乎人
君與天体雖殊而其心則一隠顕之間影響可斯応
一念之善雖未形諸言天必応之以和以一身而
臨億兆之衆欲使天下皆安百官皆挙其職奄
有四海而恵澤浸以偏及者美悪軽重無不畢
見是応物之体也嗚呼巍巍乎古聖人立教毎
以尭舜禹湯為天下後世法其者以夫欽賀国家
之徳祥不勝犬馬怖惧之情

この人見の賀文の特色は、徳川吉宗三代の叙任を初代神武天皇以来の歴史の流れのなかの慶事であると捉えている点、徳川将軍の統治を儒教的な「人君論」と結びつけながら律令官制の職掌論の立場から説明している点である。

まず、歴代天皇治世の連続の流れのなかの慶事であると捉えている点について述べる。

この点に該当するのは破線部分であるが、吉宗・家重・家治三代の叙任をその治世において「昇平之符」は「既」に「兆」し「仁寿之域」に高まっていくばかりであり「欣抃踊躍之至」であると儒教上の観点から高く評価している。さらに神武天皇が辛酉の年に橿原宮に都を定めて以来辛酉の年毎に改元していた例に従い改元した「寛保開元辛酉」の年に、この叙任があったとして、その目出度さが増幅しているとして「此慶亦不宜乎」と謳っている。かかる内容は、人見が吉宗・家重・家治三代の叙任を神武天皇以来の日本の歴史の流れのなかに位置づけていることを示していることは明らかであろう。

次に徳川将軍の統治を儒教的な「人君論」と結びつけながら律令官制の職掌論の立場から説明している点について述べる。

波線部において、まず、吉宗が任じられた右大臣（「三公」のひとつ）について「三公者棟梁干諸官為師傅保職」と定義し、右大臣は「諸官」の長であり「師傅保」は周の官名で太師・太傅・太保の略である。因みにこの三職は天子を補佐することを任としている。また、「宿衛禁軍」とは近衛府を指しており吉宗・家重が右近衛大将であることをふまえており、「参議庶事」は吉宗・家重・家治が大臣・大納言などの太政官の議政官に任じられていることと関連している。

これらのことをふまえて波線部は「右大臣の吉宗は『諸官』の長であるとともに天皇の補佐役であり、これに加えて吉宗・家重は天皇の親衛軍の司令官で、さらには吉宗・家重・家治は三人とも議政官として国政全般に関与している」という意味を備えている。

つまり、この部分は、徳川将軍家が掌握している行政権・立法権・司法権・軍事統帥権などを律令官制の職掌に従って「君主」たる天皇の下で、その「臣僚」の職掌として定置・正当化したものといえよう。そして、この論理と儒教本来の「人君」論とが結合して徳川将軍家の治世に儒教的価値を付与している。

次に「人君論」について紹介する。

「人君論」についてのべられているのは直線部分であるが、その現代語の訳は「人君が万民の上におられて、その誠意はよく下に通じている。その誠意はよく下に通じ、その剛健篤実の輝く光が日々新たなるは人君の徳である。天道は君道である。天道には私はなく人君もまた私はない。尭舜禹湯は天下を有していたが私のものにしなかった。公である。公は天下をもって公となすもので数千年の後、尭舜禹湯の教えを聞けば歓戴すること父母のごとくである」というもので、「天道」=「君道」観、「天下は公器」観をその要諦とし、「人君」にそれらに則ることを要請している。

一点破線部分が「臣僚」の職掌論と「人君」論とが結合した部分である。

すなわち、「人君」と「天」とは「心則一」の存在であり、「君」が「善」の「一念」を有したならば「天」は必ず「応」じ「君」と「天」は「和」すという天人合一論に沿った論理が主張され、そのように「天」と一体となった「人君」が「億兆之衆」に「臨」む際に「天下之皆」を「安」らかにしようと思った時、「百官」は全員その職責を尽くしてその「恵沢」を国中に「遍」く「及」ぼそうとする、としている。

このとき、この賀文が、吉宗が天皇から右大臣に任じられていることを前提とし、その職掌も「棟梁干諸官為

師傳保職」と規定している以上、論理的にはこの賀文における「人君」は天皇であり、「諸官」を「統領」し天皇の輔佐役である吉宗ではないことは明らかである。そして、吉宗が「百官」の「棟梁」「師傳保職」という存在であるため、吉宗の統治は、「天」と一体となった「人君」＝天皇が国中の安民を実現しようとする施政として、その正当性を得ていたのである。

以上の分析の結果、人見養在の賀文の特色は次のとおりである。

① 天と「人君」との一体性を強調し「人君」に儒教上の道徳的絶対性を付与した「人君論」が存在しており、天皇を「人君」とすることにより天と「一体性」を持たせ儒教上の絶対性を付与していること。

② 令の官制の規定に従って、徳川将軍家が掌握している行政権・立法権・司法権・軍事統帥権などを、「君主」たる天皇の下の「臣僚」の職掌として定置・正当化しようとしており、実質的には天皇に対し将軍としての責務（名分）を負っているという点において天皇を「王」とする名分論的階層秩序論のなかに徳川将軍を位置づけていること。

③ 「人君」たる天皇に淵源する有徳性を、その「臣僚」として分有することで徳川将軍家の治世の道徳上の絶対性が確保されていること。

この賀文の論理は、職掌論の見地からも、「徳」の淵源をいずれに求めるかという見地からも天皇に絶対的地位を与え徳川将軍家の当主は、それにリンクすることにより「絶対性」を得るという相対的存在であり、天皇を「王」とする王権システムの構造をそのまま反映したものといえよう。このため、林羅山の著述で見られたような徳川将軍家の当主の両義性を看取することはできないである。

三、林懋の賀詩

次に『三殿慶会集』に収められている林懋（つとむ・ボウ）の賀詩を取り上げる。

上
賀詩　古風体
詔使趨降日具礼築将壇絲倫車上載
両君転任官還逢正保例
世孫始加冠群侯漢儀整連歩声珊珊貴門悉列位
仰見星光寒万代輔王室瑞気四海安明睿文兼武
聖政仁且寛嘉酒時賜宴九霄下金盤舞閣舜韶
沸著朝野共相観儒臣為献寿揮毫対玉欄
博士臣林懋再拝頓首

林懋は、冒頭において徳川三代に対する叙任に関する全般的説明を行っている。

まず、直線部では、「詔使」（天皇の詔を持った使者）が下向して来る日に「礼に具」して（礼法に従って）「将壇」（将軍を任命するための儀式を行う壇）を築き「絲倫」（任命の詔書）を輿車に載せていると述べ、天皇による将軍任命を誇らしげに謳っている。

そして、「両君転任官還逢正保例」とあるように、この徳川三代に対する叙任が徳川将軍家の関わる家例にもとづいていることに言及し、かかる家柄への誇りを表明している。

さらには宣下伝達儀礼の様子を、「両君」の「転任官」（吉宗の右大臣昇進・家重の右大将兼任）、「世孫」の「始加冠」（家治の元服）により「群侯」（諸大名）は「朝廷」の儀礼を整え「連歩」するときに鳴る帯玉（なお「連歩」とは一足ごとに両足をそろえて歩き後足が前に出すぎないようにする歩き方）の響きは「珊珊」と澄んでいる、と儀礼の荘厳さを描き、貴い将軍家一門は皆高位につき、（その輝きがあるために）空を仰いでも星の光が寒々としているのを見るだけであると誇っている。

すなわち、徳川将軍家の歴代当主の位置づけは「天子」でも「王」でもなく、あくまでも天皇により「家例」により叙任される「権門」の長であり天皇を「君主」とする「律令官僚」であり、叙任儀礼を「荘厳」視することにより徳川将軍家の権威・威厳を強化していると理解していたことがわかる。

また、徳川将軍家歴代の治績についても触れ、「万代輔王室瑞気四海安明睿文兼武聖政仁且寛」と記し、歴代の徳川将軍が「王室」（＝天皇家）を「輔」けてきたこと、その治世は文武を兼ね備えた「聖政」というべきもので「仁」と「寛」を有し、その治世がもたらした「瑞気」が「四海」（国中）を覆っていることを列挙している。同人が「聖政」の言葉に象徴されるように徳川歴代将軍に極めて高い独自の儒教的価値を付与していることがわかる。

また、波線部では、江戸城中での祝いの宴の描写に及び、贅を尽くした食事や美しい舞・音楽を「金盤舞閣舜韶」と表現し、それが「九霄下」（天の下で）「沸著」（沸き出で）朝廷の人間も民も共にそれを見ているとしているとし、徳川の慶事・栄華を賛嘆している。

さらには「群侯漢儀整連歩声珊珊」「万代輔王室瑞気四海安」と書いていることから明らかなように「王室」と「群侯」という二つの身分に挟まれた存在として徳川将軍家を認識している。これらのことは、天皇を君主として戴き「群侯」（諸侯＝大名）を率いる身分として徳川将軍を位置づけ、そのなかで徳川将軍を「王室」を輔け徳治を行うなどを実践する存在としていたことを表している。

それは、取りも直さずこの賀文の筆者がかかる名分論的階層秩序論のなかで徳川将軍を位置づけていたことを示している。

また、「万代輔王室瑞気四海安」は、第一節で言及した林羅山『家光公御上洛記』の「天か下扶佐し給ふおほん政をうけつかせ給ひ、御代おたやかに民豊にして」と類似しており「大政扶佐論」の範疇に属する文辞と判断される。

上述の検討から林懋の賀文の特色は次のとおりである。

④　徳川将軍家の歴代当主の位置づけは「天子」でも「王」でもなく、あくまでも天皇により「家例」により叙任される「権門」の長であり天皇を「君主」とする「律令制官僚」であったこと。

⑤　「王室」を輔け徳治を行うなど、天皇を「王」とする名分論的階層秩序論のなかに徳川将軍を位置づけていること。

⑥　「聖政」の言葉に象徴されるように徳川歴代将軍に極めて高い独自の儒教的価値を付与していること。

⑥において、徳川将軍家による政治を「聖政」と位置づけ「瑞気」が生じているとし高い儒教的価値を付与しているが、徳川将軍家の当主と天とを直接的に関係づけているのは精々「瑞気」程度であり、「天命」を受けたとする林愿のそれ（後述）と比較すると徳川家の当主と天との直接的関係性は希薄といえよう。そして、この賀詩自体、「詔使趨降日具礼築将壇絲倫車上載」という文辞に示されるように天皇による徳川三代への叙任儀礼自体の賛歌という色彩が濃く、かつ徳川将軍家の統治の位置づけも「大政扶佐論」の範疇に属しているため、この賀詩の基本的性格は、天皇を「王」とする王権システムに沿ったものであり、これに加えて、家例により叙任されていることを挙げて徳川将軍家の「権門」としての要素を「強調」しているという特色を備えているものと思われる。このため、林懋の賀詩の基本的性格は、天皇を「王」とする王権システムに沿ったものであり、公儀権力者を「王」とする王権システムに由来する歪みは精々「瑞気」程度であり徳川将軍家の当主を「王」とする主張は微弱なものであったと判断される。このことは、この賀詩においては、徳川将軍家の当主にかかわる両義性は、「王」という位置づけよりは「朝臣」という位置づけに大きく傾いていたことと示していたといえるのである。

四、林愿の賀文

幕府儒官林愿は、『三殿慶会集』所載の「奉賀大君殿下転任右府頌」において次のように謳っている。

神祖龍翔誕膺天命允文允武撥乱反正
　丕業大造
　奕葉増光
　徳布八埏
　澤被四荒諸侯懐服維藩維屏遐夷
　慕風靡有不庭蒼生寧安之穆之親
　彝倫攸叙是基是因於吾
大君明明中興邁徳垂訓挙賢任能甘露時降
　豊年仍臻旧政不更夙夜惟寅上尊
天子下撫方夏景命罔疆祉福純嘏　今
　飭錫
　嘉奬就転
　右府
　世子
　大孫同時兼補万国奉賀群臣献寿受天之休古
　未之有
　一人慶兆民之頼本諸体仁合嘉之会煌煌盛美
　流承化宜於穆天佑何萬斯年

まず、細線部においては、「神祖」＝徳川家康が「天命」を受けて文武にわたって優れ戦国以来の乱世を収拾して安定した世を構築した（「撥乱反正」）と礼賛し、その大いなる事業（「丕業」）はさらに発展し世々（「奕葉」）光を増し、その徳は国の八方の果て（「八埏」）まで行き届いていると賛嘆している。

破線部では、家康とその代代の徳沢は四方の夷（「四荒」）を「被」い、「諸侯」は「懐服」して「藩屏」となり「蝦夷」もその徳風を慕って「不庭」の姿勢を改めて「靡」き「蒼生」は「安寧」して「穆」らぎ「親」しんでおり、彝倫の始め（「攸叙」するところ）はこれに基づきこれに因っているとして徳川家康以来の徳川の治世が人倫の基になっていると高く評価している。

波線部では、「吾大君」（徳川吉宗）に関して「明明」たる「中興」を行い「徳」に優れ「訓」を垂れ人材登用して天の恵みである慈雨（「甘露」）が降り豊年となり至らないところはなく、〔「神祖」以来の〕「旧政」は変更されることなく昼夜慎んでいると礼賛し、上は「天子」を尊び下は「方夏」（日本）を「撫」してその命令（「景命」）は国境まで被い皆、大変幸福な状態にあると称えている。そして、このような吉宗の治績に対し、「飭（いまし）」めて「嘉奬」を「錫（たまわ）」って「右府（右大臣）」に「転」じさせたとしている。

さらには、一点破線部にあるように吉宗と同時に「世子」「大孫」が「兼補」されることについて「万国」「群臣」が慶賀を捧げており、このように天の恵み（「天之休」）を受けているのは「古」よりいまだなく、君主（「一人」）の目出度さ（「慶」）に「兆民」は頼っているとし、それは、

(「神祖」以来の)「煌煌盛美」を流れ承けて人民を化しひろめたと高く評価し、このような「盛典」の年は「天佑」のお蔭であると讃歎しているのである。

この幕府儒官林愿の「賀文」を分析すると、同文が二段構成であることがわかる。

すなわち、前段は、徳川吉宗前の徳川将軍家累代の徳を顕彰したもので、後段は、眼前で繰り広げられている徳川吉宗以下三代への礼賛であるであるが、これらのことから、徳川家累代が「天」によってその治者としての地位を与えられているとの一貫した基調を看取し得る。

すなわち、前段では、徳川家康は、「天命」を受け混乱を収拾し徳治を実現した中国の歴代王朝の創始者＝「天子」にも等しい評価を与えられており、その後継者も徳を継承拡大する治者としての位置づけが行われ、家康以来の徳化により「諸侯」も「藩屏」(王室を守る諸侯)となり「蝦夷」も従い民も幸福に暮らしているとされているのである。また、後段の吉宗三代についても、「甘露」「天之休」という言葉に象徴されるように、その為政や仁徳は「天」に嘉されたものであったのである。

このように本来、「天子」に相応しい儒教的価値を家康以来の徳川将軍家の当主たちに付与していたわけである。

また、「大君」の呼称自体、本来、「天子」を意味しており、「復号一件」「朝鮮国信書之問題」に関連して新井白石が天皇の至尊性を損なうとして徳川将軍の称号を「大君」から「日本国王」への変更を主張していたものである。

しかし、ここでは徳川将軍家の当主が「天子」の地位を享受していたわけではない。すなわち、徳川吉宗に対して「飭錫嘉奬」し「就転右府」じさせた主体が天皇であったことで明かなように、この賀文における徳川将軍家の歴代当主の位置づけは「天子」でも「王」でもなく、あくまでも天皇により功績や徳を嘉賞して右大臣に昇任させられる天皇を「君主」とする「律令制官僚」であったことは否定できないところである。

そして、「上尊天子下撫方夏景命罔疆祉福純嘏」という功績により天皇が吉宗を右大臣に昇進させたことは、徳川将軍家の当主が、天皇に対しては「尊王」を行い国全体を治めて安寧に導くべき存在と位置づけられていたことを意味している。それは、天が、天子に相応しい徳や業績を持つ人物に天命を下して天子の地位を与えるという儒教本来の論理の代わりに天皇が天に成り代わって徳や功績の有る人物に文官武官にわたって枢要な官職に補任し大権を付与するという論理が存在していることを示している。

また、破線部で徳川将軍家の当主は、その徳により四方の夷(「四荒」)をなつけ「諸侯」を「懐服」させて「藩屏」とし「蒼生」の「安寧」を保っているとしている。

これらのことから、この賀文における徳川将軍は、天皇ー将軍ー大名(「諸侯」)ー士庶民(「蒼生」)という名分論的階層秩序論に位置づけられていたことは否めないであろう。すなわち、天皇は「君主」であり、将軍は天皇に対して「尊王」とともに「夷」を鎮定し「蒼生」の「安寧」を保つ存在とされていたと思われる。また、「諸侯」は王室を守る「藩屏」であり「蒼生」は徳川将軍の統治に服し「祉福」になるべき階層であると措定されていたと考えられる。ただし、「藩屏」が守護の対象とする「王」として天皇が想定されていたのか、あるいは徳川将軍家の当主がされていたのかは即断出来ない部分が存在するが、天皇を「天子」としている以上、論理的には天皇であると考えられる。

以上の検討から幕府儒官林愿の「賀文」の特色は次のとおりであろう。

⑦ 徳川将軍家の歴代当主の位置づけは「天子」でも「王」でもなく、あくまでも天皇により功績や徳を嘉賞して右大臣に昇任させられる天皇を「君主」とする「律令制官僚」であったこと。

⑧ 天皇を「王」とする名分論的階層秩序論のなかに徳川将軍を位置づけ天皇に対する「尊王」を行う存在としていること。

⑨ 本来、「天子」に相応しい儒教的価値(「天命」「天之休」など)を家康以来の徳川将軍家の当主たちに付与していること。

⑩ ⑨にもかかわらず、天が天命を下して天子の地位を与える代わりに天皇が右大臣に昇任させることに示されるように、徳川将軍家の当主に「天子」の地位を与えず、天皇の「天子」としての地位をそのまま認め、本来、天が果たすべき役割を天皇が代行することを容認していること。

かかる林愿の賀文の基本的性格は、天皇を「王」とする王権システムに沿ったものであるが、天皇と天の一体性を基礎として構築されていた人見養在の賀文に比し、「天子」に相応しい儒教的価値(「天命」「天之休」など)を家康以来の徳川将軍家の当主たちに付与している点において、公儀権力が全国統治権を掌握・行使しているという幕藩制下の統治権力の在り方(公儀権力者を「王」とする王権システム)に適合的であるものと判断される。何故ならば、「天が、天子に相応しい徳や業績を持つ人物に天命を下して天子の地位を与える」という儒教本来の論理に基づくならば、公儀権力者を「王」とする王権システムにおいては、当然のことながら「天命」は公儀権力者＝徳川将軍家の当主が受け「天子」の位につくとい

うのが本来の姿のはずであるからである。

そして、林愿の賀文において、家康以来の徳川将軍家の当主たちに「天子」に相応しい儒教的価値（「天命」「天之休」など）を付与していることは、公儀権力者を「王」とする王権システム本来の「天命」の在り方を天皇を「王」とする王権システムの徳川将軍家の部分に挿入したものと考えられ、その挿入の度合いは、精々「瑞気」に止まった林懋の賀詩より大きかったものと判断される。

ここにおいて、徳川将軍家の当主は、⑦・⑧に見られる「王臣」としての性格と⑨の「天子」に相応しい儒教的価値を有する存在という性格を併せ持っており、その位置づけにおいて両義性を見出すことができる。ただし、「天命」を徳川将軍家の当主が受けていたとされているため、徳川将軍家の当主にかかわる両義性は、林懋の賀詩に較べ、「王」という位置づけへの傾きが大きかったと考えられる。それは取りも直さず、本来的に天皇を「王」とする王権システムに属する徳川将軍家の叙任儀礼を描くに当たり、公儀権力者を「王」とする王権システムの比重が林懋の賀詩より増大していたことを示しており、それに由来する歪みの度合いも、より大きかったと評価できよう。

そして、徳川将軍家の当主を「天命」を受ける「天子」と実質的に想定する歪みは、⑩にあるように「天」の機能を天皇に付託することにより「天皇を『王』とする王権システム」における叙任儀礼を「公儀権力者を『王』とする王権システム」の天による嘉賞に読み替えさせたものと考えられるのである。ここにおいて、公儀権力者を「王」とする王権システムをも包摂する天皇を「王」とする王権システムを見いだすことができるのである。そして、前述した林懋の賀詩も、公儀権力者を「王」とする王権システムの要素がより小さいものの基本的には公儀権力者を「王」とする王権システムをも包摂する天皇を「王」とする王権システムと考えられよう。

五、林信充の賀文

『三殿慶会集』（内閣文庫所蔵）の冒頭、幕府の儒官の筆頭林大学頭信充は次のような頌が記載されている。因みに㋑の部分は序、㋺・㋩・㋥は本編ともいうべき三編の詩である。

㋑－１

　　寛保改元辛酉秋八月嘉辰　大学頭 臣 林信充誠歓誠慶頓首頓首再拝謹言伏惟

　大君

　　建

　　明徳之功

　　開

　　右丞之府

　嗣君

　　応

　　英武之質

　　登

　　将帥之壇

　大孫

　　以

　　成人之道

　　任

　　亜相之台

㋑－２

　　三殿礼儀奉

　　尊号而穆穆四海朝貢同嘉会以恂恂百有余歳

　国朝昇平之符萬億

　大君明徳之瑞

　嗣君将礼施

　　英武之任

　大孫始冠修

　　成人之道

　昭代親象

　　聖世之澤蹌蹌鸞鳳之章庶僚斉列朝班振

　　振鵷鷺之羽 臣 謹献長律頌

　盛徳其詩曰

㋺

　右府王台座

　　臨朝

　拝冊封

　宸章金簡動

　制誥紫

渥重、天伏千官粛、藩兵万国従、尭階

迎蕨冕、舜楽列笙鏞、海控祥雲超、山含瑞気

濃、光輝尤壮麗、献賦

喜遭逢

㋩

　　其二

将礼

　登壇会龍旂日月

開修文槙幹用講武

棟梁材

　閶闔鵷班集

　　雲霄

鳳詔来千官皆扈蹕百辟各趨陪玉帛帰周室衣

　冠拱漢台謳歌

仁徳厚奉頌咏康哉

㊂

　其三

亜相冠儀盛山河雲物祥三呼伝万歳五符擁千

　行宝剣求鋼鉄黄金換驌驦雪仙隊伏衣惹

御爐香闕下連鴛鷺池頭棲鳳凰秋波恩不薄染

翰奏篇章

従五位下守大学頭臣林信充

誠喜誠慶頓首頓首再拝謹上

頌の序とも云うべき㋑－１のなかで、信充は、公儀権力者のことを「大君」と呼んでいるが、「大君」という言葉の本来の意味＝「天子」として使用されたものではないことは明らかである。

なぜならば、「大君建明徳之功開右丞之府」とあるように、「明徳之功」を「建」てたことにより「右丞之府」を「開」いた（右大臣に任命された）存在とされているからである。

このように功績・「徳」など一定の条件を満たしたことを条件・理由として官位を任叙されるということは将軍家の世嗣においても同様である。

すなわち、「嗣君応英武之質登将帥之壇」とあるように将軍継嗣の徳川家重は「英武之質」という資質により「将帥之壇」（ここでは右近衛大将の地位）に登ったとされているのである。

ただ、嫡孫の家宣は成人に達したことにより「亜相之台」（大納言）の地位を得たとされているため、その官位叙任の根拠が家宣の功績や「徳」ではなかったこと明らかであり、元服した際には大納言などの官位を叙任されることを通例とする「権門」としての徳川将軍家の家格に由来している。このことについては、すでに検討したことがあるので小論では、徳川将軍家に対する官位叙任に関して思想的に如何に捉えられていたかという問題を考えていく。上記の林信充の頌・詩中、彼が徳川将軍家と王権との関係を特に明確に述べているのは㋺の部分である。

このなかで、将軍徳川吉宗は、「右府王台座　臨朝　拝冊封」（直線部）という存在として表現されてる。現代語訳すると、「右府（右大臣、吉宗のこと）は王台の座（王の座）にあって朝（朝廷）に『臨御』して冊封を拝している」というもので、将軍を「冊封」されることによって「王」たる存在であると位置づけている。「冊封」に当たっては「宸章金簡」が発せられ「制誥の紫渥重なる」（波線部）とされているが、「宸章金簡」とは天子の文書であり「制誥」とは、「誥」が天子が布告する文、もしくは宋代以降、一品から五品までの官吏を対象とした辞令を意味している書式であったこと、「紫渥」が天子の恩恵を意味していたことを考えあわせると、この「冊封」が吉宗をはじめとする徳川将軍家三代に対する天皇による官位叙任を表したものであることは間違いないところである。このため、幕儒の筆頭林信充は、天皇を「天子」に相当するものと考え、将軍を、天皇の「冊封」によって任じられる「王」と考えていたものと判断される。

そして、この天皇による徳川将軍家への官位叙任によって「天伏千官粛たり」「藩兵万国従ふ」とあるように徳川将軍家の支配下にある「千官」が粛然とし全国の藩兵（藩屏の当て字か）や万国が「王」―「右府」（徳川将軍）―に従っていると謳っているのである。

また、㋩の下線部「鳳詔来りて千官皆扈蹕し百辟各趨陪す。玉帛は周室に帰し衣冠は漢台に拱す」においても同様の図式が看取される。

まず、「鳳詔来りて千官皆扈蹕し百辟各趨陪す」の部分について述べよう。

因みに「扈蹕（こひつ）」とは、本来、「天子の行幸につきしたがうこと」という意味であるが、徳川将軍家の長を「王」としているために「準用」したものと考えられる。

また、「辟（へき）」とは「君主、天子、諸侯」あるいは「卿、大臣、長官」などの意味があるが、「卿、大臣、長官」は直前に「千官皆扈蹕」とあり「千官」のなかに「卿、大臣、長官」も含まれているものと思われるために、ここではもう一つの意味「君主、天子、諸侯」で使われているものと判断される。では、「君主、天子、諸侯」のなかでいずれの意味で使用されているか、というと、「百辟」という表現から多数の「辟」が存在していること、「趨陪」が「走ってつきしたがう」という意味で下位の者の上位の者に対する行為である点をふまえると「天子」ではなく「辟」を「諸侯」、すなわち諸大名として想定し用いていることは明らかであろう。

次に「玉帛は周室に帰し衣冠は漢台に拱す」の部分であるが、「玉帛」とは「玉と絹織物、諸侯が天子または他の諸侯に公式に会う時の贈り物」であり具体的には徳川将軍家への叙任祝賀の諸大名による献上物のことを指しているものと考えられる。さらには、「衣冠」には「衣冠を着けている人。高貴な人。天子、皇帝に仕えている人」という意味があり、徳川将軍家に仕える有位の諸大名・旗本を表現したもので、「拱す」とは「中国の礼法の一つ。両手を胸の前で重ね合わせる」というものであり、現実には、諸大名や旗本が徳川将軍家三代に対して官位叙任祝賀の拝礼を行っていることを表現したものと考えられる。

これらのことをふまえて「玉帛は周室に帰し衣冠は漢台に拱す」の部分を解釈すると、幕府麾下の諸大名や旗

本が、徳川将軍家三代に対してその叙任祝賀のための献上・拝礼を行っていることをもって、古代中国の王朝である周・漢の王・皇帝がその配下の諸侯や廷臣から献上や拝礼を受けていることに例え、徳川将軍が「王」として臣礼を受けていることを描いたものと考えられる。

そして、注意すべきは、この祝賀をもたらしたものが、「鳳詔来りて」という一節に明示されているように天皇による徳川将軍家三代への官位叙任にあり徳川将軍家の「王」としての正当性は天皇に由来しているとしている点である。

このことは、㋒の部分で看取された「冊封」の論理と軌を一にしており、徳川将軍家の「王」として正当性が天皇に依拠し、それが官位叙任という古代律令制国家の官位制度に淵源を発する手続きにより具現・可視化されると幕儒の筆頭林信充が理解していたことを示していよう。

以上の幕府儒官筆頭林大学頭信充が提起した論理は、天皇は「冊封」を行う天子、将軍は「冊封」を受ける「王」とする「冊封」論と律令制に由来する官位叙任とを融合させ、国政を統括する職掌を有する太政官の長官と外征軍と親衛軍の指揮権を掌握する将軍職を任命・兼職させることを以て国家的諸権限を掌握する「王」に任命する（「冊封」する）ことと見なしたものである。この「冊封」論には、かかる読み替えが包含されているものの、禁中并公家諸法度や禁領の給付といった天皇を公儀支配のもとに置いているという点を除いて公儀権力が全国統治権を掌握・行使しているという幕藩制下の統治権力の在り方（公儀権力者を「王」とする王権システム）と矛盾するものではなく、その実態を損なうものではないことは明らかであろう。また、「王」である天皇が統治権力を掌握していない一方、現実の統治者に対し、官位叙任によってその権力を正当化しているという現実と齟齬せず説明できる論理でもある。このため、「冊封」論は、天皇を公儀支配のもとに置いているという点を除いて天皇を「王」とする王権システムのなかに、公儀権力者を「王」とする王権システムをほぼそのまま嵌入させたものと評価できるのである。

このように「冊封」論は、二つの王権システムを接合して上下関係に配置して二人の「王」の存在を一つの王権システムに編成することを可能にしたものである。そこでは徳川将軍家の当主が持っていた両義性は、希薄化しているものと考えられる。

そして、かかる「冊封」論に対し、征夷大将軍や大臣として天皇統治を「委任」されたり「扶佐」しているとする「大政委任論」や「大政扶佐論」は、徳川将軍家の当主＝公儀権力者は飽くまでも「王」ではなく「律令制官僚」であり天皇が唯一の「王」であることから「王」とする王権システムの枠内に止まっていたといえよう。

六、徳力良弼の賀文・賀詩

宝暦十年（1760）、徳川家治は第十代将軍となったが、その将軍宣下儀礼においても幕府儒官による賀文集『宝暦庚辰慶賀章』が編まれている。そのなかに徳力良弼の次のような賀文・賀詩がある。

　　惟宝暦十年歳次庚辰越秋九月癸卯
尊大君殿下叙
　　正二位昇進
　　内府任
　　征夷大将軍拝
　　淳和奨学両院師
　　馬寮監
　　諸源之長賜牛車虎賁兵仗猶九錫之
　　禮也臣良弼誠懼誠恐頓首頓首謹按
神祖受命以来殆将百五十年
列聖緝熙
　　皇道煥炳
　　大徳上隆
　　和澤下流四海之内靡不寧静於是
殿下続
　　十世之洪基
　　国富民楽神応休臻垂拱無為而頌声興
　　陰陽和而百穀登風雨時而嘉禾生富此
　　時也然猶謙譲未称
　　至尊之大号誠可謂
　　至徳也已矣 微臣 数蒙
　　恩寵覩観
　　盛典不勝歓躍喜懼之至浅見寡聞雖不
　　能揄揚万分之一謹献鄙詩二章以聞
　　其一
神祖応天日洋洋開此
　　州山連千里地江遶
　　五城楼
　　王気関中起
　　英声海外流
　　功猶踰禹稷
　　徳自越商周張楽嘉寡祥集移風瑞靄浮恭
　　逢
　　文化盛歌頌奉春秋
　　其二
　　盛夏遷

龍馭暮秋登
紫壇旌旗連渭水玉帛満長安
明令千門粛
皇恩万国歓謳歌帰
道徳暦数在
仁寛
上路翔鵷鷺
瑤階集椒蘭
雄図長若此豈是
守成難

内直学士臣徳力良弼誠懽誠恐
頓首百拝謹上

この賀文の細線部において十代家治に至る徳川将軍家歴代の治績と徳の素晴らしさが謳われており、破線部では歴代の優れた治績を継承した家治治下の「国富民楽」という様子に「天」や「神」が感応して恵沢を及ぼしていると賛嘆している。太線部では、このように家治が「神」や「天」により嘉されているにもかかわらず家治が「謙譲」の徳を発揮して「至尊之大号」を「称」していないことを「至徳」として称賛し誇っている。因みに「至尊之大号」とは「天子」の称号のことであり、この賀文の筆者である幕儒が徳川将軍家の当主は家治が任じられた「征夷大将軍」「内大臣」などではなく本来的には「天子」の地位が相応しいと考えていたことを示している。このことを裏付けるように賀詩において徳川将軍家歴代に対し「天子」や「王」に相応しい用語が使用されているのである。

すなわち、「其一」中の「王気」は天子もしくは天子になる人物が住んでいる地の上空に立ち上る気のことで、それが「関中」に生じたと述べているのである。また「其一」註の「禹」とは古代中国の王朝夏の始祖の王であり「商周」は中国古代の王朝名である。このため、「功猶踰禹稷徳自越商周」は徳川歴代の功績は夏のそれを「踰」え、その徳は「商」(=「殷」)や「周」を「越」えているとしている。また、「其二」では「龍馭」とは天子の乗り物、「紫壇」とは天子が昇る壇を意味しており、「盛夏遷龍馭暮秋登紫壇」の意味は「盛夏に天子の乗り物を遷し晩秋に天子の壇に登る」というもので九代将軍家継の死と家治の襲職を表現したものである。また、「玉帛」は諸侯より天子もしくは諸侯への贈り物のことであるが、この文の基調が「天子」への賛歌であるため天子への贈り物と解した方が自然であろう。また、「其一」の地名「関中」、「其二」の地名「渭水」「長安」は、中国の王朝の都名やその都が置かれていた地域の地名であり、徳川歴代将軍を「天子」として相応しいとしている筆者の立場からすると「長安」は江戸、「関中」や「渭水」は江戸とその周辺地域のことを表しているものと考えられる。このため、「其一」の「王気関中起」は天子が所在することを示す「王気」は江戸に生じていると解すべきであり、「其二」の「旌旗連渭水玉帛満長安」は軍旗は関東にあふれはためき「天子」に対する「諸侯」の献上物は江戸に充ち満ちていると理解すべきものと考えられる。

なお、直線部の「皇道煥炳」の「皇道」の意味は「天皇が行う徳の高い政治」という意味ではなく「中国古代の三皇五帝が行った理想的な政治」を指しており、「其二」波線部の「皇恩」は「天皇の恩」という意味に局限せず「皇」の字義である「天子」にもとづく「天子の恩」と解釈すべきである。なぜならば、波線部の「皇恩万国歓謳歌帰道徳暦数在仁寛」は「天子の恩に万国の民は歓び天子の徳を讃える歌が起こるか起きないかは天子の道徳に基づいている。暦数(天命を受けて天子の位につく運)は結局、天子の位につくべき人の仁と寛によっている」という内容であったからである。つまり、この賀文の部分において、徳力良弼は、本来的には「天子」であると想定している家治もしくは徳川将軍家歴代の徳について述べ、その有徳性ゆえに家治が「天子」とは称してはいないものの事実上「天子」の位についていると主張し、天もそれを嘉しているとしてその地位を正当化しようとしていたのである。

これらのことから、この賀文は、冒頭の任命内容の記事や太線部の「謙譲」部分を除けば家治が帝位に就いた時の賛歌といってもよい内容を備えているものといえよう。すなわち、冒頭の任命内容の記事や太線部の「謙譲」部分があるため、かたちの上では天皇の「王」とする王権システムの賀文とは何とかいえるものの、この賀文においては公儀権者を「王」とする王権システムが与えた歪みが極大化した姿を見ることができるのである。そして、天皇を「王」とする王権システムに属する表現を極小化し他方の王権システムに関する表現を極大化することにより徳川将軍家の当主に関する両義性の表現は、希薄化しているものと判断されるのである。

七、終わりに

これまで十八世紀中葉の徳川将軍家に対する叙任儀礼の際に草された幕府儒官の筆頭林大学頭信充をはじめとして人見養在、林懋、林愿、徳力良弼の賀文・賀詩を分析した。その結果、天皇による徳川将軍家への叙任手続きに関連して、これら五名の幕府儒官は天皇を「天子」もしくは「王」として認めていることを確認した(もっとも徳力良弼は消極的に肯定していると思われるが)。このことは、幕府儒官が幕藩制国家において天皇を「王」

とする王権システムが存在することを認めていたことを意味している。しかし、五人の間には次に整理するように内容の差違が生じていたことも事実である。

ⓐ　徳川将軍家の当主が天皇よりの官位叙任をもって統治権や軍事統帥権を授権された朝臣とする人見養在の立場。

ⓑ　徳川将軍家の当主による徳治に対する天皇の褒賞とする林懋の立場。

ⓒ　徳川将軍家の歴代当主が「天命」を受けた存在、もしくは天に嘉されている存在とするとともに天皇に天の機能を付託し天皇による官位叙任を天による嘉賞と読み替える林愿の立場。

ⓓ　天皇による官位叙任を徳川将軍家の当主を「王」に任じる「冊封」と見なす林信充の立場。

ⓔ　本来的には徳川将軍家の当主は天により任じられた「天子」であり同当主が「天子」と名乗らないのは天皇に対する「謙譲」の徳によるものでるとする徳力良弼の立場。

このような理解のばらつきを誰が「王」であるか、という観点から整理してみると次のようになろう。

ⅰ．天皇のみを「王」とする立場……ⓐの人見養在の立場。

ⅱ．天皇を「王」としつつ若干の「王」性を徳川将軍家の当主に認める立場……ⓑの林懋の立場。

ⅲ．天皇を「王」としつつ「天子」相当の「王」性を徳川将軍家の当主に認める立場……ⓒの林愿の立場。

ⅳ．天皇と徳川将軍家の当主のいずれも「王」し、その際、天皇を上位の「王」、徳川将軍家の当主を下位の「王」と位置づけることにより整合性を確保している立場……ⓓの林信充の立場。

ⅴ．徳川将軍家の当主を本来的な「王」とする一方、天皇の地位は徳川将軍家の当主の配慮により存続しているものであるとして天皇の実質的な「王」性を否定する立場……ⓔの徳力良弼の立場。

上記の整理において、ⅰ.の天皇のみを「王」とする立場を除いて、徳川将軍家の当主に「王」性を認めているが、その程度には幅があり、ⅴ.の立場に至っては、幕藩制国家の「王」は本来的には徳川将軍家の当主であるとして天皇の「王」性を実質的に否定しているのである。かかる事実は、幕府儒官の王権理解が天皇を「王」とする理解に収斂せず徳川将軍家の当主が「王」、もしくはそれと同等なものであるとの理解が存在していたことを示している。

そこで、徳川将軍家の当主たちの位置づけや彼らと天との関係をめぐる幕府儒官達の理解を整理してみよう。

まず、位置づけについて述べる。

人見養在、林愿、林懋の賀文・賀詩における徳川将軍家三代の位置づけは、この賀文が吉宗三代に対する右大臣などの叙任に関して草されているため、当然のことといえば当然のことではあるが、その性格は「律令制官僚」である。ただ、林懋の賀詩においては「家例」という要素も垣間見え「権門」という要素も見出し得る。あわせて、この三名においては共通して名分論的階層秩序論の枠組みが見出されることである。すなわち、林愿と林懋は、徳川将軍が天皇の下にあって全国統治の任を果たすに当たって両者とも徳治や尊王などを実践してきたと礼賛している。また、人見養在においては、律令制の職掌論から徳川将軍家の責務を説明しているが、同家のみが公儀として独占している統治権を天皇に対する「臣僚」としての責務としている点において、それぞれの身分に応じて義務を課している名分論的階層秩序論と軌を一にしているものと考えられる。

この三名に対し、徳川将軍家の当主を、林信充は「王」、徳力良弼は「天子」と見なしており明らかに異なる立場をとっている。しかし、林信充の「王」は天皇により「冊封」される「王」であるため名分論的階層秩序論においては、人見養在、林懋、林愿同様、徳川将軍家の当主を天皇の次位に位置づけているのに対し、徳力良弼は、徳川将軍家の当主を「天命」が降下した「天子」としており、名分論的階層秩序論においては最上位を占めている。

次に徳の問題についてであるが、幕府儒官五名は、徳川将軍家の治世に対して儒教上の絶対的価値を付与している点で一致している。しかし、徳川将軍家自体にその価値の淵源性を認めるか、認めないか差異が存在している。

すなわち、人見の賀文において、儒教上の絶対的価値を有しているのは天と心を一にする「人君」であるが、その「人君」が天皇であり徳川将軍家ではないことは先述したとおりである。このため、同賀文においては徳川将軍家は天皇の「臣僚」としてその統治の枢要を担うことにより天皇の儒教的価値を分有することができるという論理的構造が成立している。つまり、徳川将軍家の儒教上の正当性は天皇に由来しているのである。これに対し、林懋や林愿、林信充、徳力良弼は徳川将軍家、もしくはその統治自体に高い儒教的価値を見出しており徳川将軍家の儒教上の正当性は徳川将軍家自身に胚胎しているとしているのである。

注意すべきは、儒教的価値を徳川将軍家が天皇に仰いでいるのか、あるいは自身固有のものであるか、という差違が徳川将軍家の位置づけに直結していることである。なぜならば、前者の場合は人見の賀文のように徳川将軍家が臣下に相応しい儒教的価値しか有しておらず、

後者の場合は臣下以上の儒教的価値、すなわち「王」にも相応しい儒教的価値を帯びているとされる可能性が蔵しているからである。事実、徳川将軍家の当主は、林懋では「聖政」「瑞気」、林愿では「天命」を受けたり「天徳」を帯びる存在とされ、林信充では天皇により「冊封」される「王」、徳力良弼では天により選ばれた「天子」とされているのである。

そして、留意すべきは、その徳ゆえに「天命」を蒙っている存在が天子であるという儒教本来の天ー天子関係を考慮するとき、官位叙任という天皇を「王」とする王権システム固有の場に関する叙述としては、儒教的価値を徳川将軍家が天皇に仰いでいる人見養在の立場のみが儒教上の本来の姿と考えられる点である。

換言すれば、人見以外の賀文・賀詩において徳川将軍家の長に付与されている儒教的価値は、天皇を「王」とする王権システムに由来するものではなく他の要素に起因しているものと判断されるのである。その他の要素とは、徳川将軍家の長に「天命」が降下することが当然であるとする王権システム、すなわち、公儀権力者を「王」とする王権システムである。

しかし、天皇による徳川将軍家に対する官位叙任という天皇を「王」とする王権システム場においては徳川将軍家の長が「王」としての儒教的価値（「天命」）を完全に享受することは不可能であり、天皇による叙位叙任を天による嘉賞と読み替える論理や天皇による「王」冊封とする論理を生み出したのである。

前者は林愿、林懋の賀文・賀詩に見られるもので、天皇を「王」とする王権システムに公儀権力者を「王」とする王権システムをも包摂する論理である。この論理は、林羅山、林懋、林愿に見られるように徳川将軍家の長が大臣、征夷大将軍・右近衛大将など律令制下の文武にわたる顕職を占めていることを前提とした「大政扶佐論」をもたらしたのであり、本来、「王」として天皇が有する「大政」（全国統治）を徳川将軍家の当主に委任したとする「大政委任論」は同論をさらに徹底したものと見なすことができるのである。

後者は林大学頭信充の立場で、天皇を「王」とする王権システムの枠を突き破って、同システムと公儀権力者を「王」とする王権システムとを接合して二人の「王」を上下関係に配置することにより単系列の王権システムのもと、二人の「王」の整合的な並存を可能とした「冊封」論である。

そして、そして、公儀権力者を「王」とする王権システムが天皇を「王」とする王権システムにもたらした歪みは、天皇を「王」とする王権システムの枠を突き破って、実質的には天に嘉され天命を下された「天子」は徳川将軍家の長であると主張し公儀権力者を「王」とする王権システムの賛歌といってよい徳力良弼の立場にまで発展しているのである。そして、この歪みと原因を同じくする徳川将軍家の当主にかかわる両義性も、林愿の賀文に典型的に示されているように両システムの並存が顕示されていればいるほど明確化しているのである。

翻ってこの歪みや両義性の原因を考えるとき、それは、公儀権力者が全国支配権を確立しながらも天皇を排除して自ら「天子」となるという儒教本来の易姓革命論を実践せず、逆に天皇から征夷大将軍、右近衛大将、大臣、源氏長者などの官位を叙任されることを通じて天皇による国家的身分編成に身を委ね身分編成の分野で中世以来の「権門体制」の枠組みを温存していたことに起因していたのである。そして、官位叙任儀礼という極めて天皇を「王」とする王権システムに属する儀礼においてでさえ、五人の幕府儒官による叙述において、このような幅のある歪みが生じていることは、徳川将軍家の当主を「朝臣」・「律令制下の顕官」であると多数の幕府儒官が割り切っていなかった証拠であり、彼らが徳川将軍家の当主に「王」性を認めようとする姿勢の現れであったと判断される。このことは取りも直さず、天皇を「王」とする王権システムのほかに公儀権力者を「王」とする王権システムが存在し、幕藩制国家において二つの王権システムが並存していたことの証左と考えられよう。

註

1) 幕藩制国家の王権に関する学説として、現在、次の三つの立場があるとされている。

㋑ 将軍が王であるとする立場（曽根原理氏、大桑斉氏）、㋺ 徳川と天皇との複合王権とする立場（宮地正人氏、深谷克己氏、山本博文氏、堀新氏）、㋩ 将軍と天皇とが両者とも王であるとする立場（黒田日出男氏、吉田孝氏）の三つの立場である。

さらに㋑の将軍が王であるとする所説として、公儀権力による「法度による統制」の確立を提唱した朝尾直弘氏の見解が存在することも忘れてはならないであろう。

（朝尾直弘『将軍権力の創出』岩波書店、1994年、藤田覚氏「近世王権論と天皇」、堀新氏「織豊期王権論再論―公武結合王権論をめぐって」〈大津透編『王権を考える』山川出版社、2006年〉、田中暁龍氏『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、2011年）。

2) 正徳期の幕政において影響力を発揮した新井白石の王権論については、宮崎道生『新井白石序論　増補版』（吉川弘文館　1976年）36～81頁、山本博文

「徳川王権の成立と東アジア世界」（小林彪・金子修一・渡辺節夫編『比較歴史学大系１　王権のコスモロジー』弘文堂　1998年）99～100頁、藤田覚前掲論文　190～5頁、大川真『近世王権論と「正名」の展開史』（お茶の水書房　2012年）、拙著『幕末における「王」と「霸者」』第二章第2節（ぺりかん社　1997年）。寛政期の幕府の天皇観については藤田覚「江戸幕府の天皇観」（『岩波講座　天皇と王権を考える10　王をめぐる視線』2002年）。

3) 拙稿「近世確立期将軍宣下儀礼に関する一考察」（『九州史学』118･119合併号、1997年）、「徳川将軍家元服儀礼と『権門』」（『比較社会文化』第18号、2012年）

4) 拙稿「『御請下書』と幕藩制国家の『王権』システム」（『九州文化史研究紀要』第55号　2012年）。

5) 拙稿「確立期幕府の王権認識」（『九州文化史研究紀要』第56号　2013年）